

松江市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成20年3月26日付け松江市監査委員告示第3号で公表した財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成20年6月6日

松江市監査委員 小松原 操
 松江市監査委員 伊原 正人
 松江市監査委員 田村 昌平

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>1. 財団法人 松江勤労福祉振興協会 (商工課)</p> <p>(1) 公益法人制度改革関係三法が平成20年12月1日に施行されることとなり、施行後5年以内に一般財団法人または公益財団法人への移行手続きが必要となる。当協会の設立目的を踏まえ、公益財団法人の認定基準及び事業の状況を精査のうえ松江市と協議を行い、今後の協会のあり方について検討されたい。</p> <p>(2) 健康増進施設の管理運営事業については、業務状況・経営状況を的確に把握するとともに、安全・衛生管理の一層の徹底に努められたい。</p> <p>(3) 健康クラブ関連の未収金については、未収金整理準備積立預金を計画的に実施し、未収金の早期整理に努められたい。</p>	<p>1. 財団法人 松江勤労福祉振興協会 (商工課)</p> <p>(1) 平成19年11月に松江市外郭団体等検討の基本指針が策定され、その中で経営改善計画を定めるところです。今後の協会のあり方については、この計画に沿って経営改善を図りながら、取り巻く環境を含めた総合的な視点での対応・取り組みも必要となることから、今後の方向性を当協会と協議検討していきます。</p> <p>(2) 健康増進施設の管理運営事業については、運営委託先の業務状況及び経営状況の把握に努めるとともに、安全・衛生管理が徹底されるよう指導しました。</p> <p>(3) 健康クラブ関係の未収金額28,206千円に対して未収金整理準備積立は平成19年度末で8,984千円となっており、引き続き計画的に積立を行うよう指導しました。</p>
<p>2. 財団法人 松江市国際交流協会 (国際交流課)</p> <p>(1) 当直及び清掃業務委託において、毎年同一の業者との随意契約となっている。経済性の確保と公平性の観点から契約方法の見直しを図られたい。</p> <p>(2) 会費収入については増加傾向にあり、賛助会員の拡大に取り組まれている。事業費の多くを市補助金で賄っている現状からも自主財源の確保は大切であるため、協会の有益性のPRや会員メリットの充実を図るなど引き続き賛助会員の確保に努められたい。</p> <p>(3) 公益法人制度改革関連三法が平成20年12月1日に施行されることとなり、施行後5年以内に公益財団法人への移行手続きが必要となる。今後の協会のあり方や方向性について改めて松江市と協議を行い、新制度への対応について検討されたい。</p>	<p>2. 財団法人 松江市国際交流協会 (国際交流課)</p> <p>(1) 当直業務及び清掃業務において、経済性の確保と公平性の観点から、松江市の入札制度を活用し、契約を行うよう指導しました。</p> <p>(2) 国際交流員の派遣や文化講座など魅力ある事業の実施により、更なる一般会員の増加を図ること、並びに法人会員のメリットについては再検討をしながら、現行会員の確保を重点的に行うよう指導しました。</p> <p>(3) 現在、経営改善の取り組みを進められており、新制度に対応した公益財団法人への移行を見据えて、市と協議するよう指導しました。</p>

<p>3. 株式会社 きまち湯治村 (観光文化振興課)</p> <p>(1)平成18年度において、人件費の見直しや経費節減の取り組みにより経営改善が図られており、平成19年度には黒字転換の見込みである。今後の事業運営にあたっては、経営計画に沿った目標の達成や施設間の相互連携、利用者サービスの向上に努め、一層の経営健全化を図られたい。また、農産館においては、地元素材を生かした魅力ある製品の開発・地域ブランド化を望むものである。</p> <p>(2)全国的に公の施設での事故が発生している。水泳プール及び温泉施設においては、常に細心の注意を払い、監視体制の強化や機器設備の点検など安全・衛生管理を徹底し、利用者の安全確保に努められたい。</p>	<p>3. 株式会社 きまち湯治村 (観光文化振興課)</p> <p>(1)経営計画の目標達成に向けては、人件費の評価制度の導入や発注簿による価格チェックなど経費の節減に一層努めるなど更なる支出の抑制を図るよう指導しました。また、売り上げ等の増収に向けては、効果的な広告宣伝を実施するとともに、農産館製品の商品開発や積極的活用、各施設間相互の連携強化を図ることで「湯治村」としての特色を十分活かし、集客の確保に努めるよう指導しました。</p> <p>(2)海洋センターでは事故防止のため監視体制を更に強化するとともに適切な水質管理や設備機器の保守管理を励行し、利用者の安全確保と快適なプール環境を保つよう指導しました。大森の湯ではレジオネラ菌対策など衛生管理を徹底するとともに、浴槽の内外、休憩室などの清掃にも力を入れ、利用者の癒しと保養が享受できるよう指導しました。</p>
<p>4. 株式会社 玉造温泉ゆうゆ (観光文化振興課)</p> <p>(1)合併による市民入浴者の増などにより入浴者数が増加したものの、入浴料売上は伸び悩んでいる。そのため入浴者確保に向けて、安来節ショーなどのイベント企画等関係団体との提携による集客対策や朝市の実施に努められている。今後も入浴者確保に向けて取り組みを強化するとともに、新商品開発など付随事業の増収に努め経営の健全化を図られたい。また、安全・衛生管理を一層徹底し利用者サービスの向上にも努められたい。</p> <p>(2)決算報告書の損益計算書において、期末商品棚卸高に計上すべきでない切手・印紙棚卸高が計上されていた。また、販売費及び一般管理費の切手・印紙の経理において基本的な誤りが見受けられた。今後はチェック体制を整備し適正な会計処理に努められたい。</p>	<p>4. 株式会社 玉造温泉ゆうゆ (観光文化振興課)</p> <p>(1)集客対策に関しては、関係団体との提携により特にツアー客の確保を図り、玉造温泉の魅力向上に向けたイベントの開催や特産品の販売など付随事業の強化により増収に努め、更なる健全経営を目指すよう指導しました。また、入浴客等の安全確保を最優先課題として位置づけ、設備機器等の確実な保守管理や衛生管理の徹底に努めるとともに、顧客の満足度につながるよう利便性やサービスの向上を図るなど職員一丸となって取り組むよう指導しました。</p> <p>(2)切手、印紙の計上については、商品棚卸での誤記であったので、複数によるチェック体制を強化するなど間違えのないよう細心の注意を払い、会計処理の適正化を図るよう指導しました。</p>